ベーコン類の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された豚肉を用い、県内の加工施設で製造されたベーコン、ロースベーコン及びショルダーベーコン(以下「ベーコン類」という。)に適用する。

(定義)

第2 この基準において「ベーコン類」の定義は、「ベーコン類の日本農林規格」(昭和48年4月10日農林省告示第786号。以下、「日本農林規格」という。)第2条の定義に適合するものであること。

(品質及び品質表示)

第3 ベーコン類の品質及び表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準及び「日本農林規格」の品質基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

	1	区 分	基準
	į	規 格	1 ベーコンは、「日本農林規格」第3条の上級の基準に適合してい
			ること。
			2 ロースベーコン及びショルダーベーコンは、「日本農林規格」第
品			4条の基準に適合していること。
		原料肉	次に掲げる以外のものを使用していないこと。
			1 ベーコンについては、栃木県で生産された豚のばら肉
	原		2 ロースベーコンについては、栃木県で生産された豚のロース肉
質			3 ショルダーベーコンについては、栃木県で生産された豚の肩肉
	材	食品添加物	1 ベーコンは、「日本農林規格」第3条の基準に適合していること。
			2 ロースベーコン及びショルダーベーコンは、「日本農林規格」第
	料		4条の基準に適合していること。ただし、乳化安定剤及びくん液を
			除く。

(関係法令の遵守)

第4 ベーコン類の製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附則

- この基準は、平成14年 3月 6日から適用する。
- この基準は、平成15年 6月 2日から適用する。
- この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。
- この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。